

# 興行場のてびき



八王子市保健所 生活衛生課  
環境衛生担当

〒192-0046 東京都八王子市明神町3-19-2  
東京たま未来メッセ庁舎・会議室棟5階

電 話 042 (645) 5111 (代表)  
042 (645) 5142 (直通)  
ファックス 042 (644) 9100

## 興行場の定義

興行場法で定めている「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。

施設を設けて反復、継続して公衆に見せ聞かせる場合がこれにあたります。

興行場には、映画館、観劇場、野球場などのスポーツ観戦施設、サーカス等、様々な形態があります。

## 興行場には以下のものがあります

- 常設の興行場 . . . 「臨時又は仮設構造の興行場」以外の興行施設
- 臨時の興行場 . . . 興行場以外の用途である既存建物の一部又は全部を用いて短期間に限り興行を行う施設
- 仮設構造の興行場 . . . 天幕張りや簡易なプレハブ構造の建物等で短期間に限り興行を行う施設

興行場は、常設と臨時または仮設構造の別なく、条例の構造設備基準に全て適合している必要があります。ただし、専ら野外で行う興行場や臨時又は仮設構造の興行場は、市長が条例第7条に基づき公衆衛生上支障がないと認めるときは、一部の基準を適用しないことが出来ます。詳しくは、保健所の担当者にお問合せ下さい。



# 維持管理編



## ～目次～

興行場の維持管理 .....管一1

興行場の各種申請・届出手続きについて .....管一5

# 興行場の維持管理

営業者は、興行場について、換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置を講じなければなりません(法第3条)。法令等で定められている基準を満たすように維持管理を行ってください。

## 採光・照明



- ◇ 観覧場の照度は、200ルクス以上。ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障がないものについては、この限りではない。[条5-(3)-ア]
- ◇ 映画、演劇等の専用の観覧場の照度は、20ルクス以上。[運用]
- ◇ 観覧場以外の入場者が使用する場所の照度は、20ルクス以上。[条5-(3)-イ]
- ◇ 観覧場、廊下、階段及び出入口には、上記ア及びイの照明設備のほか、電源を異にする補助照明設備を設けること。[条5-(3)-ウ]  
※ 上記の3項目の照度は、床面から0.8メートルの高さのものとする。[運用]
- ◇ 映写又は演技中の観覧場の照度は、床面において常に0.2ルクス以上。[条5-(3)-エ][運用]
- ◇ 休憩中は十分な照明又は採光を行うこと。[条6-(2)-イ]

[ ] 内、根拠欄の見方

法 : 興行場法  
条 : 八王子市興行場法施行条例  
細則 : 八王子市興行場法施行細則  
運用 : 八王子市保健所による指導基準

(例 : 法3-2-(1)とは、興行場法第3条第2項第1号のこと)



## 空気環境

- ◇ 空気の衛生基準は以下のとおりとする。[細則10]
  - ・ 二酸化炭素の含有率は、0.15%以下。[細則10-(1)][運用]  
→ 建築物衛生法\*対象の特定建築物の場合、基準は0.10%(1000ppm)以下です。
  - ・ 浮遊粉じんの量は、空気1立方メートルにつき、0.2ミリグラム以下。[細則10-(2)][運用]  
→ 建築物衛生法\*対象の特定建築物の場合、基準は0.15ミリグラム以下です。
  - ・ 平板培養法による落下細菌は、30個以下。[規則10-(3)][運用]  
※ 野球場や野外音楽堂には、空気及び換気の衛生基準は適用しない。[運用]
- ◇ 営業中は十分な換気を行うこと。[条6-(2)-ア]  
※建築物における衛生的環境の確保に関する法律

## 興行場ひとくちメモ 空気環境基準の適用範囲

上記の空気環境の基準は、観覧場以外にも廊下、階段などにも適用されます。  
さらに、本基準は廊下や階段だけでなく、入場者が利用するすべての場所において基準を満たすことが、環境衛生上好ましい状態です。

## 観覧場



- ◇ 観覧場は毎日清掃し、清潔にしておくこと。  
[条6-(2)-ウ]
- ◇ 入場者の用に供する座布団等は、常に清潔なものを使用すること。[細則11-(2)]  
(座布団は、収納設備も併せて有することが望ましい。)[運用]
- ◇ ごみ箱を入場者の利用しやすい場所に相当数置くこと。  
[細則11-(5)]  
(ごみ箱は衛生及び清潔の保持上不可欠なものであり、適正に管理することは、環境衛生上欠かせない要件である。)[運用]

## 便所

- ◇ 便所は毎日清掃し、清潔にしておくこと。[条6-(2)-ウ]
- ◇ 便器が、常に使用できる状態に整備されていること。  
[S59 厚生省通知]

## 喫煙所

- ◇ 喫煙所は毎日清掃し、清潔にしておくこと。[条6-(2)-ウ]
- ◇ 喫煙所以外では、喫煙をさせないこと。[条6-(2)-オ]
- ◇ 興行場内での喫煙を禁止する場合は、その旨を入場者に周知すること。[条6-(2)-カ]

## ロビー・廊下等

- ◇ ロビー、廊下、施設の周囲等は、毎日清掃し、清潔にしておくこと。[条6-(2)-ウ]

## 設備

- ◇ 機械換気設備、照明設備、排水設備は1ヶ月に1回以上点検し、必要な整備を行い、所定の性能を常に保持しておくこと。  
[細則11-(4)][運用]

### 興行場ひとくちメモ 換気設備と設置目的

興行場で換気設備が必要な場所は下表の通りです。それぞれの設置目的を把握して、効率的に換気を行いましょう。

場 所	設 置 す る 目 的
観覧場	多人数が集合するため浮遊粉じんや炭酸ガスが発生しやすく、また、温度上昇により空気環境が悪化しやすいため。
便 所	便所における臭気が、直接廊下や観覧場に流入するのを防止するため。
喫煙所	喫煙場所におけるタバコ煙を排除するため。

## 入 場 者

- ◇ 入場者は、興行場において場内を著しく不潔にし、その他公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしてはならない。[法4-1]
- ◇ 営業者又は興行場の管理者は、上記の行為をする者に対して、その行為を制止しなければならない。[法4-2]
- ◇ 泥酔者等場内を著しく不潔にするおそれのある者又は感染症にかかっている者若しくはそのおそれのある者を入場させないこと。[条6-(2)-キ]

## 管 理 者

- ◇ 感染症にかかっている者又はそのおそれのある者を業務に従事させないこと。[条6-(2)-エ]
- ◇ 興行場の営業者は、興行場の衛生上の維持管理を適正に行うため、興行場ごとに管理者を設置すること。[条6-(3)]
- ◇ 管理者に営業者自からがなることは差し支えない。しかし、管理者は興行場ごとに設置しななければならない。二以上の興行場の管理者を兼任することについては、興行場相互の距離、構造設備（換気設備等）、延べ面積、維持管理の権原を有する者の状況（同一性）などからみて、職務遂行上支障がないと判断される場合に限り認められる。[運用]

## ねずみ・昆虫等の防除



- ◇ ねずみ、昆虫等の駆除及び入場者の利用する場所の消毒を適宜行うこと。[細則11-(3)]
- ◇ ねずみ、昆虫等の駆除については、1ヶ月に1回以上生息調査を行い、その結果に基づいて駆除作業を行うこと。[運用]

## 興行場ひとくちメモ 興行場と感染症

～代表的な感染症として

インフルエンザウイルスとノロウイルスを紹介します～

- 1 インフルエンザウイルス  
ウイルスは低温・低湿を好み、乾燥しているとウイルスが長時間空気中を漂うこととなります。加湿装置を適切に運転し、室内の湿度を保つことが大切です。  
また、手洗い・うがいにより感染を防ぐことができます。
- 2 ノロウイルス  
ノロウイルスは感染性胃腸炎の原因となるウイルスで、患者の嘔吐物やふん便からも広がります。嘔吐物などを処理する際は手袋・マスク等を着用し処理後は手を石鹸で洗いましょう。  
手洗いをしやすいように日頃から洗面所等をきれいにしましょう。

## 光線の使用

- ◇ 人体に有害な光線が、直接入場者に照射されないようにすること。〔細則11-1〕
- ◇ 興行場で使用するレーザー光線の基準は、次によるものとする。〔運用〕
  - ・レーザー光線の直接光（プロジェクターから放射された光線）は、入場者に照射してはならない。
  - ・レーザー光線の間接光（プロジェクターから出た光が鏡等に反射した光線）が入場者に照射される場合は、次表の基準以下であること。

表 人体に照射されるレーザー光線間接光のエネルギー基準

波長 $\mu\text{m}$	レーザーの種類	エネルギー強度※ $\text{W} \cdot \text{cm}^{-2}$
0.45~0.55	Ar(アルゴン)	$2.8 \times 10^{-5}$
0.55~0.7	Kr(クリプトン)	$4.2 \times 10^{-4}$
0.55~0.7	He-Ne(ヘリウムネオン)	$4.2 \times 10^{-4}$

※ レーザー光線間接光が、人体に照射される実際の位置において有するエネルギーの強さ

## 営業時間・休憩時間



- ◇ 営業時間は、興行の開始前又は終了後、清掃等の衛生上必要な措置を確実に行うよう考慮して定めるとともに、周辺地域の環境への配慮を十分に行うこと。〔運用〕
- ◇ 休憩時間を設ける場合には、おおむね2時間30分ごとに5分間以上とすること。〔運用〕

## 興行場ひとくちメモ レーザー光線

レーザー光線に関する規定は、歌謡ショー等で光線の使用が多くなってきたことから設けられた規定です。

レーザーが人に与える影響は、「レーザー光源と人との距離」、「レーザーの種類や出力」などにより大きく変化し、人間の眼や皮膚等に重大な支障をもたらす場合があります。

そのため、基準を守って正しく使用することが大切です。



# 興行場の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、事前に保健所に相談して下さい～

## ■ 新規営業許可申請 《条例 第3条第1項 細則 第2条》

- 新しく興行場を経営
- 営業者を変更（例：個人⇔法人）
- 施設を移転
- 施設の大規模増改築

### 必要書類

\* 「許可申請時に必要な書類（P 許-2）」をご覧ください。

## ■ 変更届 《条例 第3条第4項 細則 第6条第1項》

- 施設の名称を変更
- 営業者の住所を変更
- 法人の名称・所在地・代表者を変更
- 施設の増改築 構造やレイアウトの変更（改築の規模により、新規の許可が必要となることがあります。事前にご相談ください。
- 興行場の種類を変更（例：演劇場⇒映画館）
- 管理者を変更 等

### 必要書類

\* 興行場営業許可事項変更届

\* 変更した内容のわかる書類

[履歴事項証明書（発行後6か月以内）や施設設備図面等]

※ 変更後、速やかに届出をしてください。

## ■ 承継承認申請 《条例 第3条第3項 細則 第3、4、5条》

- 営業者（個人）が死亡し、相続をした。
  - 営業者（法人）が合併、または分割により承継した。
- ※ 相続、承継した後、遅滞なく（60日程度）届出をしてください。

### 必要書類

\* 興行場営業承継届

（個人）

\* 戸籍謄本

被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍事項証明書

\* 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）

相続人の範囲：法定相続人

（法人）

\* 履歴事項証明書（合併又は分割登記後）

## ■ 廃止（停止）届 《条例 第3条第4項 細則 第6条第2項》

- 営業を廃止（停止）した。

※ 廃止（停止）後、速やかに届出をしてください。

ご不明な点は保健所までお問い合わせください。



# 関係機関一覧

## 建物の建築(建築確認等)について

建築基準法・東京都建築安全条例・バリアフリー法 等

○八王子市まちなみ整備部 建築審査課 審査担当

☎042-620-7266

○民間の建築確認検査機関

○東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課（都庁第二本庁舎3階）

☎03-5388-3372

## 用途地域について

都市計画法

○八王子市都市計画部 都市計画課

☎042-620-7302

## 消防(消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について

消防法、火災予防条例

○所管の消防署

## 特定建築物に該当する場合、貯水槽を設ける場合について

建築物衛生法、水道法

○八王子市保健所生活衛生課 環境衛生担当

☎042-645-5142

## 飲食物の提供について

食品衛生法

○八王子市保健所生活衛生課 食品衛生担当

☎042-645-5115

**井戸、地下水の揚水・利用について****環境確保条例等**

	担当機関	連絡先
井戸の設置・揚水量報告等	○八王子市環境部 環境保全課 環境改善担当	☎042-620-7255
地下水の揚水・利用について	○東京都環境局 自然環境部 水環境課（都庁第二本庁舎9階）	☎03-5388-3496

**排水・下水・浄化槽などについて****下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法**

	担当機関	連絡先
排水を公共下水道に放流する場合	○八王子市 水循環部 下水道課 施設担当	☎042-620-7295
排水を公共下水道以外に放流する場合 （水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等）	○八王子市 水循環部 水再生課 水質保全担当	☎042-642-1500
浄化槽を設置する場合	○八王子市 水循環部 水再生課	☎042-656-2282

**その他****風営法等**

風俗営業に関連する場合                   ： 所管の警察署

**業界団体**

東京都興行生活衛生同業組合                   ： 東京都港区新橋6丁目8番2号 全国生衛会館6階                   ☎ 03-5408-5446